

にいはま環境市民会議会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会の名称は、にいはま環境市民会議とする。

(目的)

第2条 本会は、市民、事業者、行政が協働して、新居浜市環境基本計画及び新居浜市環境保全行動計画（以下「計画」という。）に基づき環境保全活動を推進することにより、新居浜市のめざす環境像「こどもたちの未来のために一人と自然が共生し、かけがえのない環境を大切にすまち“にいはま”」の実現を目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 計画に基づく率先行動の実施
- (2) 環境に関する調査、情報交換、情報提供及び提言
- (3) 事業者及び団体とのネットワークの推進
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

第2条に規定する目的に賛同して入会した個人及び市民団体

(2) 法人会員

第2条に規定する目的に賛同して入会した法人格を有する団体で、当会の活動を援助する者

- 2 会員は前項に掲げる者のうち、第2条に掲げる目的を理解し、本会の活動の趣旨に賛同するものとし、会の運営に積極的に協力しなければならない。
- 3 会員は、本会の活動において、営利活動、宗教活動及び政治活動等、本会の運営に支障をきたす行為をしてはならない。

(入会)

第5条 第4条に掲げる者で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めることとするが、入会を認めない場合は、運営委員会の承認を経た上で、その理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。但し、高校生以下は無料とする。

- (1) 正会員 1, 0 0 0 円
- (2) 法人会員 一口 5, 0 0 0 円

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、第4条第3項に反する行為を行った者を退会させることができる。

(会費などの不返還)

第8条 本会は、既に会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び人数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 部会長 各部会1名
- (5) 会計 1名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において第18条に基づく議決権を有する者の中から選出する。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会に関する業務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は事務局を統括し、事務を遂行する。
- (4) 部会長は、担当部会の業務を遂行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、2年ごとに総会で互選を行うものとする。ただし、補欠もしくは退任により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員解任)

第13条 役員としてふさわしくない行為があった場合は、運営委員会において運営委員の3分の2以上の同意を得て、解任することができる。

(監査)

第14条 役員他に本会に監査2名を置く。

- 2 監査は、会員の中から互選する。
- 3 監査は、役員を兼ねることができない。
- 4 監査の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(アドバイザー)

第15条 本会に学識経験を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

第4章 会議

(総会)

第16条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。また、必要に応じて臨時総会を開催することが

できる。

2 総会は、原則として年1回開催し、次の事項を決定する。

- (1) 活動計画及び活動報告に関すること。
- (2) 会則の改廃に関すること。
- (3) その他、本会の運営に関し、会長が必要と認めたこと。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

4 第2項の規定に関わらず、正会員の3分の1以上の者から、総会または臨時総会に附議すべき事項を示して、請求のあったときは、会長は、総会または臨時総会を開催しなければならない。

5 総会の議長は会員の中から選出する。

6 総会は会長が招集し、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、役員（代理人を含む）で構成し、会長が召集し、議長となる。

- (1) 運営委員会は、本会活動に関する実務的な項目を協議し、決定する。
- (2) 会長は必要に応じて役員以外の者を運営委員会に参加させることができる。

(議決権)

第18条 議決権を有する者は次の者とする。

- (1) 正会員の個人（高校生以下を除く）
- (2) 正会員の市民団体の代表者
- (3) 法人会員の代表者

第5章 部会及び実行委員会

(部会)

第19条 第2条に掲げる活動を具体化するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会員で構成することとするが、必要に応じて、会員以外の者を参加させることができる。
- 3 各部部长は、代理並びに部部长を補佐するため、あらかじめ副部长を置くことができる。
- 4 部部长は、部会活動プロジェクト毎にプロジェクトリーダーを置くことができる。
- 5 会員は、複数の部会に属することができる。

(実行委員会)

第20条 本会はイベント実施等のために、必要に応じて実行委員会を設置することができる。

第6章 会 計

(資産の構成)

第21条 当会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第22条 資産は、運営委員会の議決を経て事務局長が管理し、その方法は、会長が別に定める。

(会計の原則)

第23条 当会の会計は、第16条総会の原則に従って行わなければならない。

2 当会の会計は事務局において行い、収支報告書、資産目録などを事業年度ごとに監査を経て総会に報告しなければならない。

(事業年度)

第24条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長・会計及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局員は、会長が選任し、運営委員会の承認を得る。

4 事務局は、当分の間、環境政策担当課内に置く。

第8章 雑 則

(その他)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月15日から施行する。